

議提第 5 号

北本市議会正副議長選挙に際し所信を述べる決議

会議規則第 14 条の規定により、北本市議会正副議長選挙に際し所信を述べる決議を次のとおり提出する。

令和 3 年 5 月 24 日 提出

提出者 北本市議會議員 工 藤 日出夫
賛成者 北本市議會議員 日 高 英 城
賛成者 北本市議會議員 高 橋 伸 治

北本市議會議長 滝瀬光一様

北本市議会正副議長選挙に際し所信を述べる決議

平成29年5月24日制定（条例第14号）、平成29年5月24日施行の北本市議会基本条例制定の趣旨及び条例第2章第5条議会の活動原則（1）住民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた、市民に開かれた議会を目指すこととし、また、第23条の議員相互の討議では、議会は言論の府であるので議員相互間の自由闊達な対論に努めることを規定したことに鑑み、下記の事項について決議する。

記

- 1 正副議長選挙において、正副議長になろうとする者は所信を述べることができる。
- 2 所信を述べようとする者は議長に発言を申し出る。
- 3 正副議長選挙の投票は、所信を述べた者以外の者にも投票することができる。
- 4 所信表明は議場において行う。

以上、決議する。

令和3年5月24日

北本市議会